

令和元年度 第5回天竜区協議会

次第

日時：令和元年8月27日（火）

午後2時00分から

会場：天竜区役所 21・22 会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議 事

(1) 協議事項

ア 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画について【資料1】

イ 令和元年度浜松市市民活動表彰天竜区長賞について【資料2】

(2) 報告事項

し尿汲取り料金の改定について【資料3】

(3) その他事項

地域課題について

5 その他

(1) 次回開催予定

日時 令和元年9月25日（水）午後2時

会場 天竜区役所 21・22 会議室

6 閉 会

【資料 1】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡保存活用計画について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>事業の概要 史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の今後の保存や活用の方針を定める計画作成事業</p> <p>背景 文化財保護法改正（平成 31 年 4 月）により、史跡の管理団体（当件の場合は浜松市）が保存活用計画を作成し、国へ認定申請できるようになった。計画認定後は、補助金の交付が円滑になるほか、現状変更などの手続きが弾力化される。</p> <p>経緯 平成 30 年 2 月 国の史跡に指定</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存活用計画について概要を報告するとともに、内容について協議するもの</p> <p>【報告内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 史跡の価値と保護の方針 <p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用の方針 ・ 整備及び運営体制の基本方針 <p>※保存活用計画の概要は別紙のとおり</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>【今後の予定】</p> <p>令和元年度：計画策定 令和 2 年度：国へ認定申請予定</p>				
担当課	文化財課	担当者	原 申明	電話	457-2466

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡の保存活用計画について

1 計画の目的

史跡二俣城跡及び鳥羽山城跡（天竜区）の保存や活用の方針を定めることを目的とする。

2 背景

文化財保護法改正（平成31年4月）により、史跡の管理団体（当件の場合は浜松市）が保存活用計画を作成し、国へ認定申請ができるようになった。計画認定後は、補助金の交付が円滑になるほか、現状変更などの手続きが弾力化される。

3 経緯

平成30年2月 戦国時代から安土桃山時代の特徴的な城郭の姿が評価され、国史跡に指定
平成30年度～ 保存活用検討会（有識者会議）で協議
二俣未来まちづくり協議会を通じて意見をうかがう

4 史跡が目指す姿

2つの城の価値を未来に向けて確実に継承するとともに、城郭の推移と特徴が理解できる場としての魅力を高め、歴史の重層性が体感できる城跡を目指す。

5 保存活用の基本方針

〔調査研究〕 今後の適切な保存活用をはかるため、二俣城跡及び鳥羽山城跡にかかわる着実な調査研究を継続する。

〔保存〕 城跡の本質的な価値を確実に継承することを前提とし、周辺環境との調和を図りながら、史跡全体の保存管理に努める。

〔活用〕 城跡の本質的な価値を分かりやすく伝えるとともに、両城をめぐる歴史の重層性に注目し、二俣のまちをはじめとした関連する歴史文化資源と一体となった活用を行う。

〔整備〕 戦国時代から安土桃山時代に機能した山城の姿を顕在化させるとともに、都市公園としての機能と自然学習や市民憩いの場としての価値に留意した整備を行う。

〔運営体制〕 保存活用事業を効果的に進めるために、多様な団体と連携をはかる運営体制を構築する。

6 今後の予定

今年度 天竜区協議会における協議、所有者、関係団体への説明を経て年度末計画策定
令和2年度 国認定申請

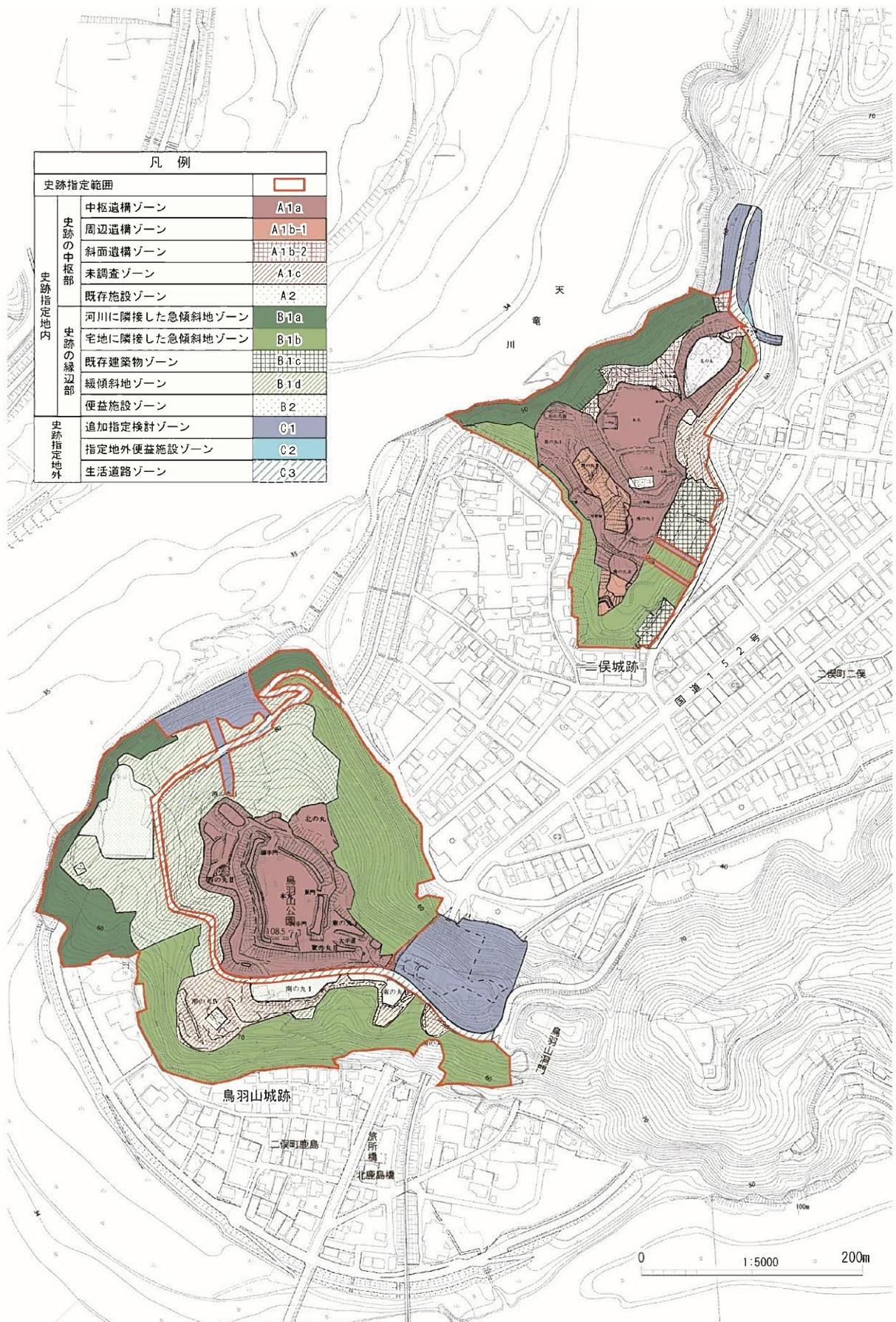


図1 区域区分図

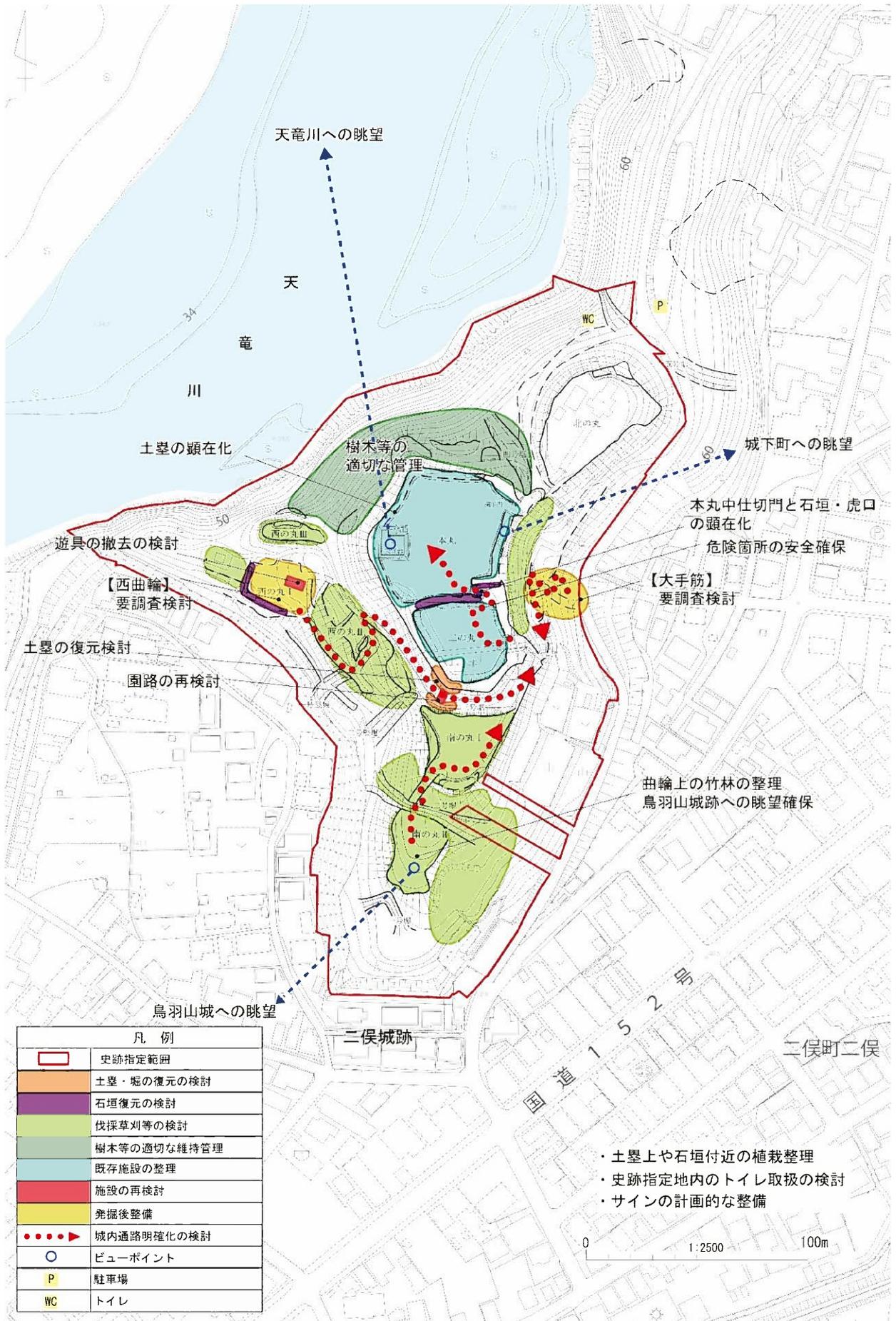


図2 整備計画イメージ図(二俣城跡)



図3 整備計画イメージ図（鳥羽山城跡）

【ストーリーの要件】

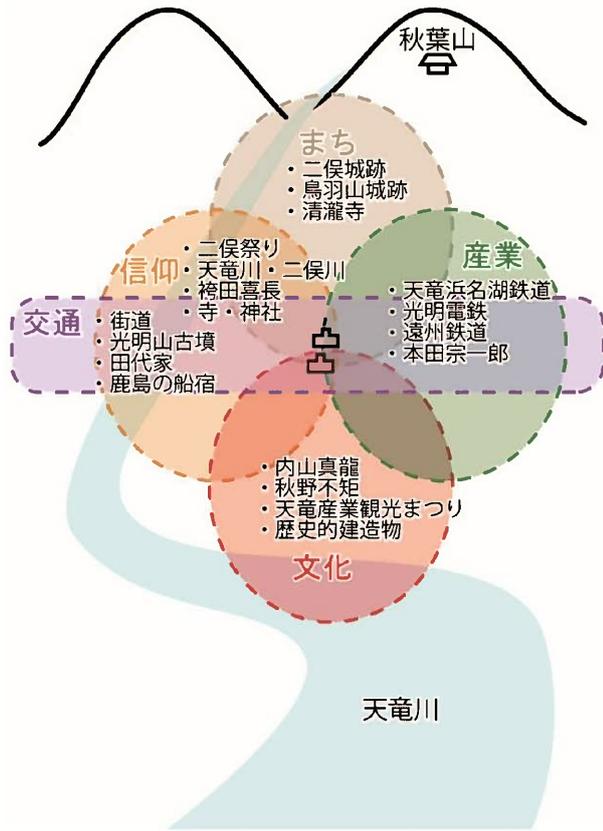
- ・二俣を象徴するキーワードをテーマとしたストーリー
- ・多種多様な文化財による構成
- ・市民や行政等による保護保存の取組みが既に行われているものもしくは今後の取組みが期待されているもの

【対象地域の自然・社会環境の特徴】

- ◆対象地域を流れる天竜川は、近世以前は度重なる洪水をもたらし、甚大な被害を周辺地域に与えていた。
- ◆天竜区の人口は二俣周辺に集中しており、区全体の39%を占める。
- ◆街道が交錯する陸上交通の要衝であり、天竜川を用いた河川交通の結節点でもあった。国道などが交わる広域交通の要衝に位置する。
- ◆渡船から、鉄道など陸上交通へと交通の様相が変化したことが分かる地域である。
- ◆高齢化や後継者不足の問題から、事業所数、事業者数は減少している。
- ◆観光客は増加傾向にあり、日帰り客が多数を占める。

【住民の声】

- ◆豊富に残る歴史的文化的資源の一体的活用手法の検討が必要。
- ◆多様な文化が集積し繁栄していた二俣の誇りを尊重できる活性化を模索する必要がある。
- ◆自然景観の良さや里山など日本の原風景、おもてなしの心をアピールする必要がある。
- ◆二俣の町の成り立ちの歴史を継承するまつりを地区内外に発信し、共有する必要がある。



【ストーリー】



図4 ストーリー設定のプロセス

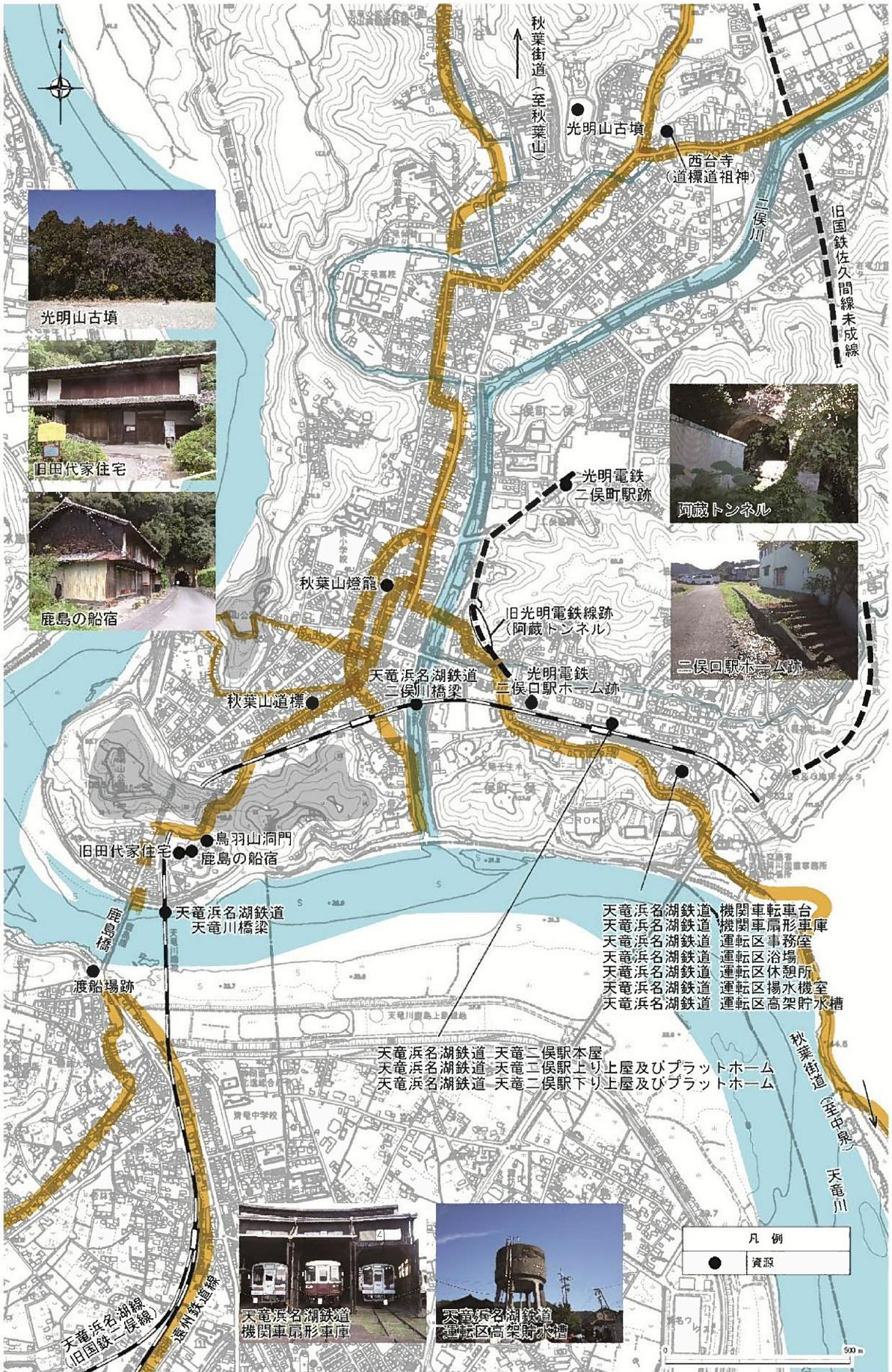


図5 ストーリー設定の一例(交通の要衝としての二俣)

【資料 2】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和元年度浜松市市民活動表彰 天竜区長賞について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【趣旨】 浜松市市民活動表彰要綱第 3 条により区長が推薦し、同要綱第 6 条により区行政推進会議で審査した団体について、天竜区協議会に意見を求める。</p> <p>令和元年度天竜区長賞候補団体 ・ 特定非営利活動法人ほっと龍山</p> <p>【参考】 平成 30 年度天竜区長賞表彰団体 ・ 天竜ふるさとガイドの会</p>
対象の区協議会	天竜区協議会
内 容	<p>【推薦理由】 特定非営利活動法人ほっと龍山は、急激な人口減少と高齢化が進む天竜区龍山地域において、これまで育まれてきた暮らしや文化を大切に、今後も住み続けたいと実感できる地域づくりや地域資源を活かした魅力づくりに取り組み、地域活力の維持と高揚に寄与していくことを目的に活動している。</p> <p>これまでの活動実績として、廃止となったキャンプ場を平成 28 年度から「龍山秘密村」として運営を再開させ、来場者は年間 4 千人を超えるまでとなり、地域や世代を超えた交流の場となっている。また、高齢者の見守りを兼ねた食品等の移動販売と移動支援、各種交流事業の開催や地域の在来作物の保存と活用など地域の課題解決や活性化に大きく貢献しており、高く評価できる。</p> <p>本年度からは、マウンテンバイクを活用した新たな事業も展開され、さらなる交流人口の拡大に向けて意欲的な団体であり、これからの活動の発展にも期待できることから推薦する。</p>
備 考 (答申・協議結果を得 たい時期、今後の予定 など)	7 区の区長賞受賞団体から、市長賞受賞団体を決定する。
担当課	天竜区区振興課

浜松市市民活動表彰 候補団体推薦書

(ふりがな) 団体名	とくていひ えいりかつどうほうじん 特定非営利活動法人 ほつと龍山	(ふりがな) 代表者氏名	すずき まさあき 鈴木 政成
e-mail	hot-tatsuyama@aroma.ocn.ne.jp	電話番号	053-968-0360
		FAX 番号	053-968-0360
団体設立年月	平成26年8月16日	団体員数	224名
団体活動目的	急激な人口の減少と高齢化が進む天竜区龍山地域において、これまで育まれてきた暮らしや文化を大切に、今後も住み続けたいと実感できる地域づくりや地域資源を活かした魅力づくりなどに取り組み、龍山地域の活力の維持と高揚に寄与していく。		
これまでの 主な活動実績	①廃止となったキャンプ場の再開「龍山秘密村」 ②高齢者の見守りを兼ねた食品等の移動販売と移動支援(送迎) ③各種交流事業の開催や地域の在来作物の保存と活用		
P R し た い 活 動 実 績 の 概 要	活動名	持続可能な地域づくり	
	活動の期間	平成26年8月～	
	活動財源 該当するもの全 てに○	行政からの負担金 ・ 団体会費 寄附 当該活動により得た収益 その他 (国や市の委託料)	
	活動のきっかけ	人口の減少と高齢化、少子化による龍山地域の危機を認識し、その上で将来にわたって「ふるさと」龍山が持続できるように取り組むため、NPO法人を設立し活動を始めた。	
	内容	龍山地域の課題解決のため、地域住民とともに様々な活動に積極的に取り組んでいる。 ・龍山秘密村の運営（キャンプと自然体験講座等） ・高齢者見守り宅配事業（移動巡回販売） ・旧知のふれあい事業（龍山地域住民等へのお知らせ） ・高齢者の暮らしを支える事業（通院等移動支援）等	
	成果	平成28年度から運営を再開したキャンプ場の来場者は、年間4千人を超え、地域や世代を超えた交流の場となっている。 また、買い物に出掛けることのできない高齢者宅を移動販売車で訪問したり、通院の送迎や民生委員活動に使用したりして、高齢者の暮らしを支えている。 さらに、地域の資源を活かした観光振興や在来作物の保存・活用など、龍山地域の活性化に大きく貢献している。	
	この活動について更に発展させたいこと	平成31年度からマウンテンバイクを活用した新たな事業を展開しており、これを活かして観光や林業の振興、さらなる交流人口の拡大を図りたい。	
	活動に協力した団体等	行政・企業・NPO・ 学校 ・ 市民 ・ その他 (ドラゴンママ等) 協力の内容 学校で案内チラシを配布、自治会で活動チラシを配布 主催イベント等に出店販売等	

【資料 3】

第 9 号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	し尿汲取り料金の改定について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>天竜地域のし尿汲取り事業は、平成 17 年の 12 市町村合併前から、天竜二俣清掃俵が行ってきた。平成 31 年 4 月の天竜二俣清掃俵の廃業に伴い、同事業は俵ハマエイが業務を引き継いだ。</p> <p>し尿汲取り料金については、引継ぎ後も同じ金額で実施してきたが、燃料費や車両費等の増加や、収集効率の悪化により、経費が増加していることから、消費税引上げに合わせて料金を改定するとの報告を俵ハマエイから受けた。</p>				
対象の区協議会	天竜区協議会				
内 容	<p>し尿汲取り料金改定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ し尿汲取り料金： <ul style="list-style-type: none"> 現 行：1 2 5 円（1 0 0 当たり）消費税 8 % 改定後：1 4 0 円（1 0 0 当たり）消費税 1 0 % ・ 料金改定の税抜き価格： <ul style="list-style-type: none"> 現 行：1 1 6 円（1 0 0 当たり税抜き） 改定後：1 2 8 円（1 0 0 当たり税抜き） ・ 料金改定の時期：令和元年 1 0 月 1 日 ・ 対 象 地 域：旧天竜地域自治区 ・ 対 象 世 帯 数：4 2 7 世帯 ・ 利用者に対する周知計画： <ul style="list-style-type: none"> 請求書に料金改定のお知らせを同封する。 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	ごみ減量推進課	担当者	内藤 嘉章	電話	4 5 3 - 6 2 2 9

し尿汲取り料金改定取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、一般廃棄物収集運搬業者が、快適な市民生活及び公衆衛生の維持に必要なし尿汲取りの料金を改定しようとする場合に、利用者への周知等のために、一般廃棄物収集運搬業者及び市が実施する事項を定める。

(定義)

第2条 この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) し尿汲取り料金 家庭又は事業所等の便槽からし尿を汲取る料金
- (2) 利用者 し尿汲取りを一般廃棄物収集運搬業者に依頼する者

(一般廃棄物収集運搬業者の責務)

第3条 一般廃棄物収集運搬業者は、し尿汲取り料金を改定しようとする場合には、し尿汲取り料金改定報告書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 現行と改定後の料金を記載した書類
- (2) 改定後の料金の根拠を記載した書類
- (3) 料金改定に関する想定問答を記載した書類
- (4) 料金改定の対象利用者数及び世帯数を記載した書類
- (5) 料金改定の対象地域の過去5年のし尿の月ごとの収集件数及び収集量を記載した書類
- (6) 利用者に対する周知計画を記載した書類
- (7) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める書類

第4条 一般廃棄物収集運搬業者は責任を持って、利用者に対し料金改定に関する説明を行うものとする。

(市の責務)

第5条 市は、一般廃棄物収集運搬業者から提出された資料により知り得た料金改定にかかる情報を、利用者への周知のため、次に掲げる組織に報告する。

- (1) 浜松市環境審議会
- (2) 料金改定の対象地域の区協議会
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要があると認める組織

2 前項に掲げる報告の際には、市は一般廃棄物収集運搬業者に組織への出席を求めることができる。

第6条 市は必要に応じ、前条に掲げる組織から出された意見又は市の考えを一般廃棄物収集運搬業者に伝えるものとする。

2 一般廃棄物収集運搬業者は前項の意見又は考えを尊重し、業務に反映させるものとする。

附 則

(施行日)

この要領は、平成24年11月19日から施行する。

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

報告者 氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

し尿汲取り料金改定報告書

し尿汲取り料金の改定にあたり、し尿汲取り料金改定取扱要領第3条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

記

改定後のし尿汲取り料金（180当たり）	
料金改定の時期	
料金改定の対象地域	
料金改定の理由	

し尿汲取り料金

天竜地域の料金改定（単位：円）

地区	現行	10月改定	備考
天竜	125	140	従量制10リットルで換算した料金

市内全地区の料金改定（単位：円）

※従量制18リットルで換算した料金

地区	現行	10月改定	改定理由
天竜	225	252	経費増加・収集効率の低下と消費増税分 消費増税分のみの改定
水窪	309	315	
佐久間	309	315	
龍山	309	315	
春野	309	315	
浜北	258	263	
雄踏	258	263	
舞阪	258	263	
引佐	310	320	
細江	290	300	
三ヶ日	310	320	
浜松	258	263	